監査結果に係る措置状況報告書

(令和4年4月)

尾鷲市監査委員

尾 監 第 1 9 号 令和4年4月19月

尾鷲市監査委員 民部 俊治

尾鷲市監査委員 濵中 佳芳子

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

株式会社 熊野古道おわせ 代表取締役 土井 八郎兵衛 尾鷲市長 加藤 千速

2. 通知を受けた日

令和4年4月15日

3. 監査結果に関する報告

令和4年3月31日 尾監第141号 定期監査等結果報告書

4. 監査の対象

尾鷲市地域資源活用総合交流施設 夢古道おわせ (施設名称) 株式会社 熊野古道おわせ (指定管理者) 尾鷲市商工観光課 (指定管理に関する担当課)

5. 通知等内容

別添のとおり

目 次

株式会社	熊野古道	おわせ	<u>+</u> •	 •	•	 	•	•	•	 •	$1 \sim 3$	
尾鷲市商工	観光課・			 •	•	 	•	•		 •	4	

●令和3年度 定期監査等結果報告(指摘事項)に対する措置状況

【株式会社 熊野古道おわせ】

指摘事項

① 今回、事業収支に係る関係資料として、 総勘定元帳をはじめ、その根拠となる 領収書等の会計書類を照査した結果、 元帳において、科目誤りと思われる支 出や摘要欄の記載が不明瞭なものが見 受けられた。また、領収書においては、 元帳に記載があるが領収書がないもの、宛名の記載がないもの、押印がない もの、内容の但し書きや領収者住所の 記載がないものなどが散見された。と りわけ、今回、現金支払いで領収書がないものが複数あり、支出の根拠が不明 瞭なため、公の施設の指定管理業務に おいて、厳に慎むべき不適切なもので あり、適切な処理への是正を求める。

措置の状況

① ご指摘にありました指定管理業務におけ る不適切な経理事務について、これらの問 題の発生原因を調査するとともに、全ての 管理業務の見直しを行いました。具体的な 改善策については、管理体制の強化を目的 として、新たに専務取締役を置くととも に、新たな支配人として取締役をあててま いります。また、新たに総務、広報、温浴、 販売の各部門に担当役員として取締役を 置くとともに、監査役として、顧問税理士 及び経理事務に精通した金融機関OBを 据えるなど、管理体制の強化を図るため運 営組織の再構築を図ります。また、不適切 な行為のあった経理事務に関しては、経理 規程や適切な現金管理を行うために小口 現金取扱規程を制定いたしました。このこ とにより、これまでの課題であった少人数 の経理担当による管理から役員を含めた 複数の人員で経理を確認する仕組みに改 善を図るとともに、加えて経理担当者も1 名増員し、2名体制とすることで、ご指摘 のあった不適切な経理処理を確実に防ぐ ことといたします。なお、帳票書類の不備 等による不適切な経理処理を行っていた ため、各年度で発生した誤りについては、 役員会で協議の上、顧問税理士の指導を受 け、適正に修正申告をすることといたしま す。

指 摘 事 項

② 過去の監査においても意見を申し上げている指定管理料が直接充てられている経費について、収支報告において明確に区分されておらず、その内容についても、具体的に実績報告等に記載が無いため、指定管理料として適切な支出なのか判断が難しいものが多数見られた。今後は、指定管理料が、どの経費に充てられているかについて、事業計画書及び事業報告書において明確に区分し、具体的で明瞭な記載を求める。

③ 支払簿冊等において、根拠書類の綴り誤り等が見られたため、簿冊整理を徹底されたい。

措置の状況

- ② ご指摘のとおり現状では、指定管理料が充 てられている業務について、事業計画書及 び事業報告書で明確に区分した形で報告 ができておりませんでした。また、尾鷲市 地域資源活用総合交流施設の管理に関す る基本協定書第17条において「専用の口 座の開設と他の事業と区分して会計を設 けること」などが規定されておりますが、 現状ではそれも実施できていない状況で す。これらのことに関しましても弊社では 重く受け止めており、今一度、基本協定書 に基づき、適正に事業の管理を実施すると ともに、令和3年度の指定管理事業に関す る事業報告書においては、指定管理料が充 てられている業務について、明確に区分し た形で事業報告書等を作成いたします。
- ③ 経理に係る関係書類(領収書等)に関しましては、現金での支払いと振替での支払いを簿冊により明確に区分するとともに、支払日ごとに帳簿と照らし合わせるなど、今後、誤りのないよう努めてまいります。そのために、経理担当者の増員はもとより、役員を含めた複数の人員で確認する仕組みにより経理体制の充実を図ることで、再発を防止してまいります。

指摘事項

措置の状況

- ④ 旅費及び賞与等の支出について、支出の 根拠となる規程等が確認できないこと から、明確に整理をされたい。
- ④ 旅費につきましては、当社の規程により 費用等の計算を実施しておりますが、支 給に至る証拠書類・精算書類・復命書類 などが添付されていないものがあったこ とから事務処理を徹底してまいります。 また、賞与の支給規程は制定されている ものの、支給に関しては、その年度の経 営状況により代表取締役が決定している 状況でしたので、今後の支給に関しては 支給規程を遵守した上で、適正に支給す ることといたします。
- 理をはじめとする改善処置と再発防止に 係る組織上の改善策等の措置内容につい て、担当課とも協議のうえ、報告された 1
- ※これら個別事項に対する具体的な会計処 | ※ なお、指摘事項①~④の改善策に関しま しては、尾鷲市商工観光課と連携・調整 を図るとともに、指摘事項以外の案件に 関しても連携を密にし、協議を重ね対応 してまいります。

【商工観光課】

指摘事項

① 担当課においては、指定管理者に係る事業収支において、提出された実績報告、決算書類に加え、その根拠となる会計帳簿(総勘定元帳、現金出納帳、伝票、領収書等)について、地方自治法や協定書、指定管理者制度導入施設モニタリング等基本方針等に沿った形で、確認の徹底を図られたい。また、今回、現金の管理をはじめ、いくつかの会計処理において不明瞭な点が見受けられたことから、指定管理者と協議のうえ、事業報告時とは別に、定期的に会計帳簿や現金等の確認チェックを実施されたい。

② 今回の監査において、公の施設の指定管理業務上、不適切と思われる会計処理が見受けられたことから、担当課においては、指定管理者と十分協議のうえ、指定管理者による会計処理をはじめとする改善処置について確認されるとともに、今後、このようなことが発生しないよう担当課としての具体的な改善策について報告を求める。

措置の状況

- ① 尾鷲市地域資源活用総合交流施設「夢古道 おわせ」に係る指定管理者に関する事業収 支に関しましては、協定書等に基づき毎月 の業務報告書の提出や、年度終了時には管 理業務の実績状況・利用状況・管理業務に 関する経費の支出状況の提出を求め、内容 確認を実施してまいりました。しかしなが ら、今般の監査により不適切な経理処理が 指摘されるなど、確認が不十分であったこ とから、再発防止のため四半期など期間を 定め、指定管理者経理担当者や役員等関係 者の同席のもと、会計帳簿や現金の確認な どを実施し、適正に会計処理されているか 確認してまいります。更に再発防止や監査 体制の拡充のために、今後実施される指定 管理者の募集に係る要綱の見直しを行う とともに、その後締結される基本協定・年 度協定を改定してまいります。
- ② 尾鷲市地域資源活用総合交流施設「夢古道 おわせ」に係る指定管理事業に関しまして は、指摘事項①の回答にもありますよう に、会計処理に関しまして、担当課として 会計帳簿や現金の確認を実施するなど、適 正に処理されていることを実地調査する とともに、施設の管理や事業の進捗管理な ど、尾鷲市の観光誘客の核となる施設とし て、また、公の施設として、公正かつ適正 に運営管理されているかを確認するため に、連絡調整・協議確認を行うことといた します。そのために、定期的に実施予定の 担当課による実地調査だけでなく、運営担 当者や役員等関係者との連絡会議を実施 することとし、適正な施設の管理運営をは じめ集客交流人口の拡大を目指し、連携を 密にしてまいります。